

2024年4月10日  
東北電力株式会社

再処理法施行に伴う女川原子力発電所2号機の  
原子炉設置変更許可申請の補正について

当社は、2024年4月1日の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下、「再処理法」）の施行に伴い、女川原子力発電所2号機の「原子炉設置変更許可申請」に関する補正書を、本日、原子力規制委員会へ提出いたしました。

本件は、現在申請中の女川原子力発電所2号機の「所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等に係る原子炉設置変更許可申請<sup>※</sup>」に関する補正として、実施したものです。

主な変更内容は以下のとおりです。

●再処理法の施行に伴う名称変更等の反映

再処理法施行に伴い、原子炉設置変更許可申請書の本文八号（使用済燃料の処分の方法）における法令名称、関係組織名称等の変更を反映するもの。

以上

※「所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等に係る原子炉設置変更許可申請」については、2023年7月4日に原子力規制委員会へ申請した後、2024年2月29日に同申請に関する補正書を提出しておりました。

（2023年7月4日、2024年2月29日お知らせ済み）